

立川市義務教育就学児医療費助成条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 11 月 30 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号）の公布による。

立川市義務教育就学児医療費助成条例の一部を改正する条例

立川市義務教育就学児医療費助成条例（平成19年立川市条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第3条 ……略……</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する児童を養育している者は、対象としない。</p> <p>(1)及び(2) ……略……</p> <p>(3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法<u>第6条の4</u>に規定する里親に委託されている者</p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条 ……略……</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する児童を養育している者は、対象としない。</p> <p>(1)及び(2) ……略……</p> <p>(3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法<u>第6条の4第1項</u>に規定する里親に委託されている者</p>

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。